

飼料中のアフラトキシンB₁ について

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

暫定基準の設定

農林水産省は、家畜飼料中のAFB₁のリスク管理のため家畜用配合飼料について暫定基準を設定（1988年，畜産局長通知）

幼畜・乳牛用配合飼料	: 0.01 ppm
成畜用配合飼料	: 0.02 ppm

評価依頼の経緯

1. 暫定基準設定後の科学的知見の収集
 - 飼料中のAFB1の汚染実態調査（1989～2009年度）
 - AFB1を含む飼料を摂取した家畜における畜産物へのAFB1及びAFM1への移行試験（2009年度）
2. 以上の知見に基づき飼料安全法に基づく基準の設定を予定
3. このため、食品安全基本法の規定に基づき、食品健康影響評価を依頼

参考

AFB1による家畜への影響

1. 急性毒性や肝臓癌の発症など、家畜の健康に影響を及ぼす可能性が高い
2. 乳牛が摂取すると、代謝物であるAFM1の乳中への残留が懸念された